

## 鳥取市ごみ減量等推進優良事業所認定制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、事業所から排出されるごみの抑制政策として、廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用（以下「減量化等」という。）に積極的に取り組んでいる市内の事業所を「鳥取市ごみ減量化等推進優良事業所」（以下「優良事業所」という。）として認定することで、事業所の廃棄物の減量化等に関する活動を促進するとともに、優良事業所の活動を広く周知することにより、事業所のみならず市民の意識の高揚を図り、廃棄物全体の減量化の推進を図ることを目的とする。

### (認定の対象)

第2条 優良事業所の認定対象は、次のいずれかを満たしている事業所とする。

- (1) 廃棄物の発生抑制に積極的に取り組んでいる事業所
- (2) 廃棄物の再使用及び再生利用に積極的に取り組んでいる事業所
- (3) その他廃棄物の減量化等に関する活動について、積極的に取り組んでいる事業所

### (認定の基準)

第3条 優良事業所の認定の基準は、別表に掲げる要件を3項目以上満たすものとする。

### (認定の申請)

第4条 優良事業所の認定を希望する事業所は、鳥取市ごみ減量等推進優良事業所認定申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

### (認定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、相当と認めるときは、優良事業所の認定をし、当該申請をした事業所に認定証を交付するものとする。

- 2 前項に規定する認定証については別に定める。

### (認定の取消し)

第6条 市長は、前条第1項で規定した優良事業所が事業を廃止又は休止したとき、第3条に定める基準を満たさないこととなったとき、その他優良事業所としての認定が適当でない認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

- 2 前項に規定する認定の取り消しについては、市長は文書をもって相手方に通知するものとする。
- 3 前項の規定により通知を受けた事業所は、速やかに第5条に定める認定証を、市長に返還しなければならない。

### (認定による支援)

第7条 市長は、優良事業所の名称、廃棄物の減量化等に関する活動の内容その他の事項について広報を行い、当該活動を支援するものとする。

(資源化・減量化計画書及び実績報告書の提出)

第8条 優良事業所の認定を受けた事業所は、毎年度当初に廃棄物の資源化・減量化計画書を提出し、毎年度末までに実績報告書を提出しなければならない。(様式第2号)

(調査)

第9条 市長は、必要に応じて、優良事業所に対し、廃棄物の減量化等に対する活動状況を把握するために、実地調査を行うことができる。

(表彰)

第10条 市長は、廃棄物の減量化等に関する活動の成果が顕著な優良事業所について、前年度実績等にもとづき、表彰を行うものとする。

2 前項の規定による表彰は、市長が別に定める日において、表彰状を贈呈して行うものとする。

3 被表彰者の決定については、次の手続きによるものとする。

(1) 被表彰者の選考については、鳥取市ごみ減量等推進優良事業所表彰選考委員会(以下「委員会」という。)を設置し、委員会において選考するものとする。

(2) 被表彰者は、前項の選考にもとづき、市長が決定する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

要件		具体的取り組み（例）
1	レジ袋削減に向けた取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイバッグ持参運動を推進している</li> </ul>
2	簡易包装の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易包装を実施している</li> <li>・簡易包装協力の声かけを実施している</li> <li>・贈答品の包装の際、化粧箱や包み箱を極力使わないようにしている</li> <li>・メーカーに対し包装の簡素化を働きかけている</li> </ul>
3	使い捨て容器・使い捨て製品の使用削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・詰め替え製品を積極的に販売している</li> <li>・飲料製品の中では、びん類を積極的に販売している（リターナブルびん）</li> <li>・プラスチック製・発泡スチロール製容器などの使い捨て製品の販売を自粛している</li> <li>・量り売りを積極的に推進している</li> </ul>
4	資源回収の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・牛乳パックや食品トレーなどの店頭回収を行っている</li> <li>・酒類を販売している店舗で、ビールびんや一升瓶などの引取りを積極的に行っている</li> </ul>
5	消費者に対するPRの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポスター及びPOP広告等の掲示、刊行物、広告チラシなどの中で消費者に対し、ごみの減量化や再資源保護を訴えている</li> <li>・再生品、エコマーク商品、グリーンマーク商品などを集めたコーナーをつくって、消費者に対してごみ問題を呼びかけている</li> <li>・販売促進イベントなどを通じて、消費者に対してごみ問題を呼びかけている</li> </ul>
6	紙ごみの減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告チラシ、OA用紙などの使用量の積極的な減量を図っている</li> <li>・トイレトペーパーやコピー紙は再生紙を使用している</li> <li>・排出される紙は、廃棄せずに積極的にリサイクルしている</li> <li>・両面コピーやミスコピーの裏面活用など、紙の使用量の削減に取り組んでいる</li> <li>・会議資料のペーパーレス化を推進している</li> </ul>
7	従業員への環境教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝礼や研修会などを通じて、従業員に対してごみの減量化・再資源化について呼びかけている</li> <li>・従業員に対して、ごみの分別について指導をしている</li> </ul>
8	事業所ごみの発生抑制の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ減量・リサイクル推進のための内部組織を設置している</li> <li>・取引業者との商品のやり取りは、繰り返し利用できる容器を使用し、ダンボール等の容器ごみの排出量削減に取り組んでいる</li> <li>・生ごみの水切りを徹底している</li> </ul>
9	事業所ごみの再資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみの堆肥化に努めている</li> <li>・資源ごみを分別して、リサイクルに積極的に取り組んでいる</li> <li>・事業所内に分別BOXを設置して分別を徹底している</li> </ul>
10	産業廃棄物の減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物の排出抑制に努めている。</li> <li>・廃プラスチック等の再利用・再生利用に取り組んでいる。</li> </ul>
11	その他の活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・故障や破損した製品の修理を行っている</li> <li>・フリーマーケットや集団回収の会場として、駐車場などの使用について便宜を図っている</li> <li>・再生品や地球環境にやさしい商品の積極的な販売を行っている</li> </ul>

様式第1号（第4条関係）

鳥取市ごみ減量等推進優良事業所認定申請書

年 月 日

鳥取市長 様

所在地  
申請者 名称  
代表者

鳥取市ごみ減量等推進優良事業所認定制度実施要綱第4条の規定により、認定を申請します。

取り組み内容（具体的内容は裏面のとおりです。）

項目番号	○印	取り組み内容
1		レジ袋削減に向けた取り組みの推進
2		簡易包装の推進
3		使い捨て容器・使い捨て製品の使用削減
4		資源回収の推進
5		消費者に対するPRの推進
6		紙ごみの減量化の推進
7		従業員への環境教育
8		事業所ごみの発生抑制の推進
9		事業所ごみの再資源化の推進
10		産業廃棄物の減量化の推進
11		その他の活動

なお、認定を受けた後は、毎年度廃棄物の資源化・減量計画書及び実績報告書（様式第2号）を提出します。

担当者  
(電話 )

○具体的な取り組み状況

項目番号	取り組み内容	具体的取り組み
1	レジ袋削減に向けた取り組みの推進	
2	簡易包装の推進	
3	使い捨て容器・使い捨て製品の使用削減	
4	資源回収の推進	
5	消費者に対するPRの推進	
6	紙ごみの減量化の推進	
7	従業員への環境教育	
8	事業所ごみの発生抑制の推進	
9	事業所ごみの再資源化の推進	
10	産業廃棄物の減量化の推進	
11	その他の活動	

様式第2号 (第8条関係)

年度廃棄物 資源化・減量化計画書及び実績報告書

年 月 日

鳥取市長 様

報告者 住所  
名称  
代表者  
担当者  
電話

一般廃棄物資源化・減量化計画書及び実績報告書

(単位：k g)

分類		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
計 画	可燃物													
	資源	古紙類												
		生ごみ												
分類		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
実 績	可燃物													
	資源	古紙類												
		生ごみ												
委託業者名	可燃物	資源												
		古紙類			生ごみ									
本年度新たに取り組んだ減量化・資源化の方法があれば記入してください														

産業廃棄物資源化・減量化計画書及び実績報告書

(単位：k g)

分類		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
計 画	種類													
分類		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
実 績	種類													
委託業者名	種類													
本年度新たに取り組んだ減量化・資源化の方法があれば記入してください														